

## 明代海禁体制の再編と漳州月港の開港

木 岡 さ や か

### はじめに

隆慶（一五六七～七二）初年、明朝は国初以来の海禁を緩和し、民間の海外貿易を容認することに踏み切った。中国海商の東・西二洋への出海を許可し、倭寇や密貿易者の取締まり一辺倒であった従来の方針を、大きく転換したのである。ただしこの時、開港地に指定されたのは福建省の漳州月港一港のみで、中国海商は他のいかなる港からも出海することは出来なかった。また出海を許可された海商も、日本を貿易相手国とすることは厳しく禁止されていた。<sup>(1)</sup>

こうした制限つきの開港であったことから、一般にはこの措置を海禁の「部分的解除」あるいは「一部解除」などと呼んで全面解除とは区別する。海禁に固執する明朝は、密貿易の横行とそれに伴う沿海部の混乱に対処するため、月港一港だけを開放して社会の不満を緩和したとみるわけだ。それは一面、明初以来の厳格な海禁体制の破綻を意味し、月港開港は沿海地域社会に対する明朝の統治能力の弱体、その結果としての妥協的な措置であったということになる。社会的要請を抑えて海禁を墨守してきた明朝だが、既存の体制を維持することはもはや不可能となり、やむなく月港開港に至ったというのである。

これに対して、隆慶初年の開港問題を含めた通時代的な海禁理解を目的に、国家の海洋統制策としての海禁の実体に迫ったのが檀上寛氏である。<sup>(2)</sup>氏は隆慶初年の月港開港を海禁体制の「再編」と規定し、通説とは異なる積極的な意義をそこに認めようとする。確かに隆慶初年の月港開港で海禁体制が消滅したわけではなく、民衆の出海禁止措置は依然続行しており、それは後の清代にも繋がっていく。つまり、体制としての海禁は明清時代を通じて基本的に不変であり、その点から言えば月港開港は海禁体制を継続していく上での一通過点でしかない。しかもそれが単なる通過点でなかったことは、開港後に徴税機関の「督餉館」を設置して、新体制を構築していることから明らかである。<sup>(3)</sup>月港開港は密貿易者の攻勢に押されて、受動的に対応を余儀なくされた面もあったが、明朝は月港開港を前提に海禁体制の立て直しを図っており、守勢を攻勢に転じた「積極的妥協策」であったと筆者は考えている。

以下本稿では、檀上氏の「月港開港＝海禁体制の再編」という見解を踏まえて、月港開港をめぐる諸問題について考察する。特に先行研究でも未解明のまま残されているいくつかの疑問点について、従来とは異なる角度から私見を述べてみたい。

## 一 明末沿海部の混乱と「籌海論争」

## 1 海禁体制下の東南沿海地域

明朝の建国当初、元末の混乱の余燼が残る中国沿海部では、新王朝に反発する海賊・海寇集団が依然活動し、彼らが沿海民と結託すれば再び王朝に混乱をもたらす恐れがあった。<sup>(4)</sup> 民衆の出海を禁止する明朝の海禁政策は、彼ら海寇と沿海居民とが結託することを防ぐために、沿海地域の海防（治安維持）を目的に始められたものである。その後、洪武七年（一三七四）の三市船司（寧波・泉州・広州）の廃止とともに民間貿易は禁止され、明朝は対外関係を国家間の交流（朝貢制度）のみに限定する。明朝は周辺諸国を朝貢体制に組み込むことで国際秩序を維持し、朝貢に付随する朝貢貿易を通じて海外貿易を統括しようとしたわけだ。これ以後、中国商人の出海ばかりか外国商人の来航も禁じられ、正規の使節以外はすべて海禁の取り締まりの対象となった。つまり明代の海禁体制は、「海防」・「国際秩序の維持」・「貿易統制」の三要素が合致して完成した明代独自のシステムであったといえる（「海禁」朝貢システム<sup>(5)</sup>）。

しかし、この海禁朝貢システムも、隆慶初年に月港での民間貿易が許可されたことで終焉を迎えることとなる。明初以来約二〇〇年間、頑なに禁止してきた民間貿易を隆慶時代になって許可した背景には、沿海地域が抱える深刻な問題があった。十五世紀中葉以降活発化した沿海部での密貿易活動である。彼ら密貿易者たちはやがて十六世紀になると沿岸部を略奪して回るようになるが、その弊害が最高潮に達するのが嘉靖時代（一五二二～一五六六）である。一般に「後期

倭寇」と呼ばれる彼らの活動は、中国沿海部の浙江・福建・広東の三省に対して甚大な被害をもたらした。

すでにこれ以前、密貿易の拠点として俄然クローズアップされていたのが、浙江省舟山群島にある双嶼港と福建省の漳州月港である。双嶼港では倭寇王と呼ばれた王直の活動が有名で、彼は日本の松浦・五島との間を往来し、平戸に居館を構えて王侯のような生活をしていたといわれる。しかし、嘉靖二十六年（一五四七）に浙江巡撫兼浙閩海防軍務提督に任じられた朱紘の攻撃を受け、双嶼港は覆滅される<sup>(6)</sup>。当初は難を逃れた王直もその後、浙江巡撫の胡宗憲に「互市の公許」を餌に誘引され、嘉靖三十八年（一五五九）に捕獲・処刑されるに至った。この双嶼港の覆滅により、浙江省の密貿易は次第に衰退していくことになる。

他方、福建省の南に位置する広東省では、正徳年間（一五〇六～二一）よりポルトガル商船が正式な国交を求めて来航したが、明朝側は朝貢国ではないという理由でこれを拒絶していた。伝統的な朝貢制度にあくまでも固執する明朝の態度に、ポルトガル船はもちろん、その他広東に来航していた南海諸国の商船も当地での交易をあきらめ、浙江省や福建省での密貿易に参画した<sup>(8)</sup>。こうした事態を打開するため、嘉靖八年（一五二九）に提督両広軍務総督侍郎林富が「番舶」を通じることを要求し、嘉靖帝の許しを得ることに成功する。番舶を広東に入港させ、そこで得られた税収で朝廷と広東省の財政を潤すというのが、林富の考えであった<sup>(9)</sup>。ただし、この広東貿易は依然中国商人の出海を禁止し、外国船の入港のみを認める一方通行的なものであった。実際問題、すでに密貿易が蔓延していた沿海地域で、税徴取を行

う広東省に貿易船を集めることは困難であり、結局ポルトガル船は他省へと流れてしまうことになる<sup>(10)</sup>。

広東省や浙江省での密貿易が退潮に向かう中で、その活動が衰えることなく、密貿易の拠点として繁栄し続けたのが福建省の月港であった。前述したように、明朝は隆慶初年に月港を開港して海禁体制を再編するわけだが、開港の決定は一朝一夕になされたものではなく、そこに至るまでには長年にわたる激烈な議論の応酬があった。月港開港は、嘉靖時代を通して展開された海洋安定のための論争の中から生まれたわけで、先の「月港開港―海禁体制の再編」説を論証するためにも、まずは嘉靖年間の論争の内容を整理する必要がある。次節では嘉靖年間に論者が提示した多様な意見を分析することで、開港前夜の海洋をめぐる問題の所在を明らかにしてみたい。

## 2 「海禁論」と「開洋論」

十五世紀半ば以降活発化した密貿易だが、十六世紀に入ると海防体制の崩壊と相俟って、やがて取締まり困難な状況に陥っていった。『明史』巻二〇五、朱紘伝に、

浙（浙江省）、閩（福建省）の海防久しく隳れ、戦船・哨船十の一二を存し、漳・泉の巡検司の弓兵、旧額は二千五百余あるも、僅かに千人を存するのみ<sup>(11)</sup>。

とあるように、十六世紀段階の海防体制はほとんど壊滅状態にあり、これが密貿易を盛行させる客観的要因の一つになっていたものと解される。

また、当時の密貿易の形態は、海外貿易に従事する「舶商」と本土

に拠点を置く「土商」とが、両者連携の下に密貿易品を輸入し国内で販売するというものであった<sup>(12)</sup>。しかも彼らの背後には地方政治に密着した郷紳の存在があり、この郷紳が密貿易を陰から支えていたため摘発できないという問題もあった<sup>(13)</sup>。先の朱紘が密貿易取締りのために双嶼港を掃滅した後、その過激な措置に反感を持った郷紳の策動で失脚し、自殺したことはあまりに有名である。構造的な密貿易の仕組みと海防体制の崩壊とが相乗して、十六世紀段階の沿海部にはある種の無秩序状態が蔓延していたのである。

こうした沿海地域の混乱は、やがて明初から受け継がれてきた海禁政策をめぐる、海禁をより強化するか（―海禁論）、開港するか（―開洋論）を問う「籌海論争（海上を安定させるための論争）」を惹起するに至る。数十年間にわたるこの論争は、当事者達が直接対してなされたものではないが、多くの官僚を巻き込んだ中国史上最初の海洋をめぐる論争であった<sup>(14)</sup>。

まず、海禁論者が開洋を強く否定する理由は、主に二点あると考えられる。一点は、倭寇問題。もう一点は祖法に反するという問題である。

先述したように嘉靖時代は明代史を通じて、特に沿海地域の騒擾に悩まされた時代であった。ちょうど王直が活発に密貿易活動をしていた頃、福建海道副使を務めた経験のある馮璋は以下のように述べる。

今若し目前を貪顧して一旦開税すれば、華夷限り無く、山海路通じて、此なたより往きて彼なたより来たり、おおよそ禁阻する無し。番人は狡獪にして、凶悍測り難し。……、若し大いに納税之

門を開きて、直ちに交通之路を啓かば、生人混淆し、夷夏別無

窓　く、其の害將に収むべからざるなり。<sup>(16)</sup>

史　開洋にともない凶暴かつ狡猾な夷狄が限りなく到来し、沿海地域を  
乱すことを警戒しているが、これは海禁論者の典型的な意見といえる  
だろう。このような夷狄、つまり倭寇に対する警戒心に加えて、帰有  
光（嘉靖四十四年進士）が、

議する者また宜しく互市を開き、通番の禁を弛むべしと謂う。此  
れ尤も悖謬甚だしき者なり。<sup>(16)</sup>

と強調するように、海禁を弛めることは道理に反する行為（悖謬）、  
すなわち太祖洪武帝以来の祖法の「寸板不許下海（寸板も下海するを  
許さず）」に反するものだとの意見もある。

一方、開洋論者は倭寇問題に関して海禁論者とは違う見方を示して  
いた。次に挙げる浙江出身の刑部主事唐枢（嘉靖五年進士）の言葉  
は、開洋論者の意見としてよく取り上げられるものである。『明経世  
文編』巻二七〇、禦倭雜著、復胡梅林論処王直に、

敵に商道を禁じて、商人を通ぜざれば、其の生理を失い、是に於  
いて転じて寇と為る。

とある。彼は商人と倭寇を表裏一体の存在とみなし、互市（民間貿  
易）を認めれば倭寇も商人に戻り、沿海地域の騷擾は鎮静化するもの  
と考えていた。こうした意見は、王直のような互市の公許を求める密  
貿易者が存在したと深く関係するものであろう。

同様の見解を述べる者に、嘉靖三十八年に南京礼部主事に就いた  
後、陝西・福建提学副使の職を務めた王世懋がいる。『策枢』巻一、  
通貨に、

商貨の通ぜざるは、海寇の息まざる所以なり。海寇息まざる者

は、宜べなるかな、其れしばしば沿海及び浙の東西を犯し、循い  
て内訌に至るなり。

とあり、彼は商人に対する貿易の禁止が沿海部の混乱をもたらしてい  
ることを指摘して、民間貿易の再開を要求した。

また、福建巡撫や両広総督を歴任した譚綸（嘉靖四十〜四十三年、  
嘉靖四十二〜隆慶元年在任）は、後に開港される福建省の状況を以下  
のように記す。『譚襄敏公奏議』巻二、条陳善後未尽事宜以備遠略以  
図治安疏に、

五に曰く、海禁を寛む。……。況んや閩人の浜海にて居る者、其  
の凡そ幾くなるやを知らざるなり。大抵海において生を為すに非  
ざれば、則ち食を得ず。……。惟だ当に其の分数の多寡を權るに、  
即ち賊為る者半ならしむれば、商為る者半。或いは商為る者十之  
七ならば、賊為る者は十之三。則ち彼の分数既に減ずれば、我の  
力を致すも易く、尤も愈々相率いて共に盜を為すことあらず。

とある。彼もまた唐枢や王世懋が説くように、沿海居民に海上貿易を  
許して彼らを商人として認めるならば、賊となる者の数も減少すると  
考えたのであった。嘉靖から隆慶時代にかけて南北の軍事に深く関わ  
った彼のこの意見は、後の月港開港に直接・間接影響を及ぼしたもの  
と解される（後述）。

さらに嘉靖三十七年より浙江省に赴き、胡宗憲と共に倭寇討伐に加  
わった経験のある戸科給事中唐順之は、

〔日本は〕此れ従り貢路通ぜず。倭夷素より性貪詐なれば、我が  
中国之貨を利とするも、既に貢例に与らざれば、復た望む無し。

此れに因りて、遂に姦徒に勾引せられて利を同じくし、寇を為す

こと止まず。<sup>(17)</sup>

と述べ、日本の朝貢貿易に対する規制が日本人を倭寇活動に向わせることになり、中国沿海居民が彼等と結託するため騒擾が止まないと強調する。唐順之は如上の理由から日本宣諭策を薦め、現在停止している日本の朝貢貿易について、貢期や規模の制限を緩和して交易を容認するよう要求した。

また開洋論者の中には、開洋にともなう税収入に着目する見解がある。先に挙げた開洋論者の唐枢は、先掲の文章に続けて次のようにいう。

三に曰く、開市は必ず常税あり。向來海上の市貨暗かに通じ、而して費、私室に帰す。若し官を立てて料を収めれば、広・福に倍して多きこと甚だし。況や今海上の戍額、即ち事平らげしめれば、必ず九辺の故事の如く年例を定立して、以て餉費に充てんと欲す。

唐枢の議論は、王直平定後の浙江について述べたものだが、民間貿易を許可して（開市）海商から徴収した税を軍餉に当てるべきだとの意見は、そのまま福建にも当てはまる。先述したように、当時の沿海地域の海防体制は弱体化しており、そのためにはより多くの軍餉が必要であった。沿海地域の治安を回復するためにも、軍餉を潤す税収入の確保は急務であったのである。

ここに紹介した人物は、すべて福建の地に任じられたか沿海地域に関わりのある者たちで、先の見解は実地体験に基づく切実な提案であったと言つてよい。しかも祖法遵守派の帰有光と海禁論者の馮璋を除けば、他の論者はみな開洋論の立場に立つ。彼らは沿海地域の実情に

照らして倭寇と密貿易者との一体性を鋭く見抜き、沿海部を安定するには貿易の許可しかないと言言したのであった。

要するに、嘉靖時代の「籌海論争」では「海禁」か「開洋」か、すなわち「伝統」か「改革」かをめぐって激烈に議論が戦わされた。それは一面、彼ら論者達の世界観の表明でもあったため、おのずと議論は紛糾せざるを得なかった。だが、一見正反対に見える両者の主張も、実は沿海部の安定をめざす「海防」にまつわる論争であった点に注意せねばならない。海禁論者は現行の海禁体制をより強化することで、海上を荒らす倭寇の侵入を防ぐよう主張し、開洋論者は開港して倭寇を商人に転換させるとともに、開港にともなう税収入によって海防体制を確立しようと考えた。つまり両者は方法こそ違え、ともに明初以来受け継がれてきた海禁体制を、今後どのような形に再編して海防体制を再確立するかに主眼を置いていたのである。その意味で、月港開港を単なる海禁の「一部解除」とか「破綻」とみなすことは、月港開港の本質を見失うことになる。そこに込められた明朝の意図にこそ、まずは注目する必要がある。

ともあれ、以上の論争の結果、隆慶初年に福建巡撫塗沢民（嘉靖四十五〜隆慶三年在任）の建議により、福建省漳州府月港が開港されたことは知られる通りである。<sup>(18)</sup>ただし、日本に関しては唐順之の意見にも見られるように、明朝にとって警戒すべき国であったため、拒絶される結果となったことはすでに述べた。

ではなぜ月港という地が、嘉靖時代の終焉を迎えると同時に開港されるに至ったのか。以下、月港開港をめぐるいくつかの疑問点に対して考察を加えてみたい。

## 二 月港開港の政治的社会的背景

## 1 月港の地理的状况と海防体制

福建省が開港の地に選ばれた理由の一つに、もともと当地は密貿易が盛んであったということが挙げられる。三方を險しい山々に囲まれた福建省は、東南沿海部の中でも特に海上貿易なしでは生活の困難な地域であった。<sup>(19)</sup> とりわけ密貿易が盛んであったのが泉州と漳州であり、そのほぼ境界に位置する港が漳州府の月港である。月港に関しては、万曆『漳州府志』巻三十、海澄県、輿地志、建置沿革の条に、

月港、人煙曠集して大市鎮たり。正徳以来……、悪少の私かに番に出貨して寇を誘い、之を禁すれども止まず。

とあり、また朱統もその地理的位置から海外に出航しやすいことや、海外貿易によって人口が増加し、大市鎮・一大都会と言われるほどに月港が栄えていたことを指摘している。<sup>(20)</sup>

さらに、福建沿海の島嶼や岩礁の位置を見ると、北部の海中にかなり集中しており、南部の月港周辺は、比較的開けていることがわかる。<sup>(21)</sup> 海外に渡航するための船は二桅以上の大型船が必要であり、島嶼や岩礁などの障害物が少ない月港近海は船の運航にも適していた。月港は地理的にも好条件を備えた港であり、海禁体制下の密貿易の根拠地となったのもある意味当然であったわけだ。<sup>(22)</sup>

密貿易港として繁栄した月港に対し、もちろん明朝はただ手をこまねいて傍観していたわけではない。すでに嘉靖九年（一五三〇）段階で、治安対策の面から巡海道を漳州に移鎮させ、対岸の海滄に「安辺館」を置いて各府の通判に輪番で海防を担当させている。<sup>(23)</sup> その

後、嘉靖三十年（一五五二）には月港に海防のための「靖海館」を設け、省内各府の通判に命じて一年交代で沿海地域を往来巡視させることにした。<sup>(24)</sup> この靖海館が置かれる直前の嘉靖二十七年（一五四八）には朱統による双嶼港攻撃が行われており、沿岸の騒擾が次第に激化して、やがて後期倭寇の跳梁が始まる時期に当たっていた。つまり月港は、倭寇や密貿易者の活動とともに繁栄し、それに対処するために海防体制も他の地域に比べて、より嚴重になっていったといえる。

海防目的に設置された靖海館は、漳州府で起こった「月港二十四將」の反乱の影響もあってか、<sup>(25)</sup> 嘉靖四十二年（一五六三）には「海防館」に改められ、海防同知を専任官として任命するなど、さらなる海防体制の強化が図られた。この時、海防館の設置に関わったのが「籌海論争」の最中に開洋論を唱え、当時福建巡撫の任にあった譚綸である。<sup>(26)</sup> 漳州府の海防強化に努める譚綸のこの行動は、将来の月港開港に向けた準備作業であったとみなせないこともない。<sup>(27)</sup> さらに、月港二十四將の反乱鎮圧後の嘉靖四十四年（一五六五）には、漳州府の龍溪・漳浦県の一部の地を割いて、月港を中心に海澄県が新設された。この措置で、海防体制がより強固になったことはいうまでもない。<sup>(28)</sup>

以上のように、密貿易活動が活発であった月港は、同時に海防体制が十分に敷かれた地域でもあった。「籌海論争」の際、海禁・開洋論者共通の目的が「海防」であったことから察せられるように、開港地は当然のことながら海防措置の講じやすいことが条件となる。その点、月港は早くから海防体制が確立し、開港後の新たな事態にも対処することが可能であった。また民間貿易を容認して密貿易者を減少させるには、当の密貿易の根拠地である月港を開港し、彼ら密貿易者た

ちを正規の海商として認めればよい。彼らの不満を解消し、沿海部の混乱を鎮定するためには、最も問題を醸している地を肅正せねばならなかった。もちろん、密貿易者が一般海商へと転じた暁には、彼らの出海貿易を厳格に管理する必要がある。その意味では海防面での条件を満たした月港は、海禁体制を再編する上で、まさに打ってつけの港であったとみなせよう。

## 2 月港開港をめぐる諸問題

月港の開港について、明代史の根本史料である『明実録』は何ら触れるところがない。この事実が確認できる最も古い史料は、万暦年間に福建巡撫をつとめた許孚遠（万暦二十年～二十二年在任）の上奏であり、『敬和堂集』巻五、疏通海禁疏に、

隆慶初年、前任撫臣塗沢民、前轍に鑑みるをもって、勢に因りて利導するの挙を為し、市舶を開いて私販を易えて公販と為さんことを請う。議して止だ東西二洋に通ぜしめ、日本倭国に往くを得ざらしむ。

とあり、さらにそれより少し後に刊行された張燮の『東西洋考』巻七、餉稅考に、

隆慶改元、福建巡撫都御史塗沢民、海禁を開いて東西二洋に販することを準されんことを請う。

とあるのに基づく。

この二つの史料から、月港開港は福建巡撫塗沢民の要請によるもので、隆慶初年（隆慶改元）に実現されたことがわかる。ただし、塗沢民が上奏に至る経緯や当時の明朝中央の方針はまったく不明であり、

さらに月港開港の年次も「隆慶初年」ないし「隆慶改元」とあるだけで、必ずしも明らかではない。本節では前節までの検討を踏まえ、①月港開港時の政界内部の状況、②開港年次の二点に絞って検討してみたい。

先にも見たように、嘉靖年間の「籌海論争」で主流を占めたのは開洋論者であった。なかでも積極的な提言を行い、活発な活動を展開したのが譚綸である。彼は海防館の設置に関与したほか、それ以前から新泉の設置を主張するなど、<sup>(29)</sup>月港の海防体制の確立に並々ならぬ熱意を注いでいた。彼の方針は「海禁を寛<sup>(30)</sup>めることにあり、具体的には月港開港を念頭に置いての提言であったことは間違いない。<sup>(31)</sup>その彼が中央に召喚されるのは隆慶元年八月のことで、福建巡撫を退き両広総督の任に就いている時であった。給事中呉時來の推薦で呼び戻された譚綸は、ほどなく北辺軍の強化を命じられ、「南倭」に代わる「北虜」対策に専念することになる。<sup>(32)</sup>

当時、明朝中央で首輔大学士の任にあったのは、有名な徐階（嘉靖四十一～隆慶二年在任）である。彼は嘉靖帝の遺詔を草して嘉靖時代の腐敗した政治を一掃するなど、嘉靖末から隆慶初年にかけて多くの改革を断行したことで知られる。北虜南倭問題にも積極的に取り組み、たびたび上奏を行ったことについては彼の文集に詳しい。<sup>(33)</sup>嘉靖四十四年に嘉靖帝が病床に臥して後は、政界は彼の独壇場であり、彼の子飼いの官僚たちによって政策が遂行された。徐階はまた福建省延平府推官として福建に赴任した経験もあり、譚綸が訴えたような福建省の状況も十分把握していた。<sup>(34)</sup>政権を牛耳る徐階が福建省の現状に精通していた事実、月港開港問題に少なからぬ影響を与えたものと思わ

ここで注目すべきは、譚綸を中央に召喚した先の呉時來が徐階の門生だということである。<sup>(35)</sup> おそらく呉時來は徐階の意を汲んで提言したに違いない。それはとりもなおさず、徐階が譚綸の識見と政策を評価した証であり、沿海部の混乱に対して徐階が開洋論にくみしていたことを物語る。あえて想像をたくましくすれば、嘉靖末の月港での海防体制の確立は、徐階という後ろ盾を得た開洋論者による、開港に備えたインフラ整備であったともみなし得る。福建巡撫塗沢民の上奏はそうした既定ライン上での発言であり、『明実録』に月港開港時の記述がまったくないのも、すでに開港を前提に事態が推移していたからではないか。月港開港は開洋に傾く首輔大学士徐階の主導のもとに、開洋論者によって具現化されたと考えておきたい。

この推測が許されるならば、②の開港年次についても一つの見通しが可能となる。先述したように、譚綸の中央への召喚は隆慶元年八月のことで、このとき推薦者の呉時來は俞大猷と戚繼光の名前も挙げて<sup>(36)</sup> いる。あらためて説明するまでもなく、この兩名は倭寇討伐の名将であり、それぞれ「俞家軍」「戚家軍」と呼ばれる私兵の軍隊を抱えて活躍したことで知られ、<sup>(37)</sup> 彼らによって鎮圧された倭寇の数は計り知れない。呉時來の考えでは（おそらく徐階の考えでもあるが）、東南地域で大きな戦果を挙げた彼らの軍隊を転用することで、北辺の防備を固めるとともに、新たな徴用の労を省く算段であった。結果として、俞大猷は老齢のために召喚されずに終わるが、<sup>(38)</sup> 戚繼光はその後北辺に回され輝かしい功績を立てて期待に答えている。

この事実は何を意味するか。譚綸や戚繼光を東南地域から引き上げ

させ、北方に配置転換するのは、もちろん北辺防備を重視してのことである。倭寇討伐で発揮された彼らの能力を、今度は北辺で活用しようという明朝中央の意図の表れであった。ただし、そのためには東南地域の諸問題が、まずは解決されていなければならない。諸問題とはいうまでもなく倭寇・密貿易問題であり、この難問に見通しが立ってこそ初めて彼らの移動も可能となる。言い換えれば彼らの召喚に先立ち、東南沿海部には当然新たな措置が施されていたわけで、それこそ懸案の月港開港であったと筆者は考える。明朝は「南倭」問題にひとまず区切りをつけた後、「北虜」問題に本腰を入れ始めたのである。

この前提に立てば、今まで不明瞭であった月港開港の年次もおのずと明らかになる。すなわち、それは譚綸らが召喚される隆慶元年八月以前、年次で言えばまさしく隆慶元年（一五六七）に他ならない。従来、月港開港に関する史料には、「隆慶初年」ないし「隆慶改元」とあることから、研究者によっては史料通りに「隆慶初年」と記したり、あるいは「隆慶元年」「隆慶元年前後」とするなど一定していなかった。だが、前述の推測に誤りがないとすれば、月港開港は隆慶元年に実現したとみて疑いなく、その裏には当時の中央政界の実力者である徐階の意向が大きく働いていたものと解される。徐階と月港開港との関わりに直接言及する史料はないが、彼の中央での政治的立場と「北虜南倭」問題に対する関心の高さから推察すれば、徐階主導の施策であったとみてほぼ間違いない。その意味では、嘉靖以来の「籌海論争」は、嘉靖末から隆慶初年にかけて実権を握った徐階の登場を待って、ようやく決着を見た結論づけることも許されよう。



おわりに

「南倭」問題に区切りをつけた徐階は、その後「北虜」問題に力を注いでいくが、周知の通りモンゴルのアルタン・ハーンとの間に和議が成立したのは、月港開港からほどない隆慶五年（一五七一）のことである（隆慶和議）。これを契機に交易場として北辺に「馬市」が設けられ、明とモンゴルとの間で平和的な交易活動が開始された<sup>(39)</sup>。もっとも、この段階ではすでに徐階は首輔の地位を退いており、彼が「隆慶和議」を直接主導したわけではなかった。だが、和議の成立に尽力したのは他ならぬ彼の門生の張居正であり、隆慶和議も徐階の方針を踏襲していた可能性が高い<sup>(40)</sup>。

要するに、徐階主導の政權下では南北ともに一種の「開放政策」が採られており、その政策を実現する過程で、彼の門生達や開洋論者が起用されている事実は興味深い。嘉靖末期から隆慶時代にかけて首輔として政務を執った徐階の存在は、一般に考えられている以上に明末政治に影響を与えたのではないか。それはまた、明末政治史に見直しを迫るもので、隆慶時代の再評価にもつながろう<sup>(41)</sup>。少なくとも隆慶時代は、北と南に新たな体制の構築を見ており、その中心的役割を果たしたのが徐階であった。

本来「籌海論争」の当事者にとり、「北虜南倭」は「辺防」という点で連関した課題であり、論者達は「南倭」を論じつつも常に北の「北虜」を意識していた<sup>(42)</sup>。その二つの課題を解決したのが隆慶時代であつてみれば、六年という短い治世にかかわらず、隆慶時代の持つ意味は決して小さくない。本稿はそうした隆慶時代の体制再編について

て、月港開港問題を通して概括的な見通しを提示したにすぎない。推測に基づく記述が多く、実証的な検討は今後の課題として残されたままであるが、他日機会があればあらためて隆慶時代の南北問題について考察してみたい。

註

- (1) 『敬和堂集』巻五、疏通海禁疏。  
 先是、海禁未通、民業私販。……於是隆慶初年、前任撫臣塗沢民、用鑑前轍、為因勢利導之舉、請開市舶、易私販而為公販。議止通東西二洋、不得往日本倭國。亦禁不得以硝黃銅鐵違禁之物夾帶出海。
- (2) 檀上寛『元明時代の海禁と沿海地域社会に関する総合的研究』平成十五年度〜平成十七年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇〇六年。
- (3) 月港開港後、当地に督餉館が置かれて徵税体制が確立したことについては、小葉田淳『明代漳泉人の海外通商発展—特に海澄の餉税制と日明貿易に就いて—』『東亜論叢』四輯、一九四一年（後に『金銀貿易史の研究』法政大学出版局、一九七六年、所収）、佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館、一九九二年）第二編第五章「明代後期における漳州の海外貿易—蕭基の恤商策について—」等参照。
- (4) 元末明初の海上勢力に関しては、奥崎裕司「方国珍の乱と倭寇」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年、檀上寛「方国珍海上勢力と元末明初の江浙沿海地域社会」京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海洋圏の史的研究』京都女子大学研究叢刊三十九、二〇〇三年等を参照。
- (5) 檀上寛「明初の海禁と朝貢—明朝専制支配の理解に寄せて—」『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。註(2)檀上論文参照。
- (6) 「倭寇」という言葉は明代の史料には頻繁に見られるが、その実体は判然としない。本稿に挙げた王直等の嘉靖時代の倭寇は、一般に明初の「前期倭寇」に対して「後期倭寇」と呼ばれている。中国人密貿易者も

倭寇と一体的に捉えられ、その構成員は日本人だけでなく嘉靖時代にはむしろ中国人が多数活動していたことも知られている。

また、王直に関しては『明世宗実録』嘉靖二十八年七月壬申条に、「按海上之事、初起于内地奸商。王直徐海等、常闖出中国財物、與番客市場、皆主于余姚謝氏。久之謝氏頗抑勒其值、諸奸素之急、謝氏度負、多不能償。則以言恐之曰、吾將汝干官、諸奸既恨、且懼乃糾合徒党番客、夜劫謝氏、火其居、殺男女數人、大掠而去」とあり、ここからさかんに密貿易を行っていた状況や、さらには掠奪行為にも及んでいたことがわかる。なお、王直についての研究は数多いが、さしあたり前掲註(3)、佐久間重男『日明関係史の研究』第二編第二章「嘉靖海寇史考―王直をめぐる諸問題―」を挙げておきたい。

(7) 朱統に関する論文は多数あるが、近年のものとして山崎岳「巡撫朱統の見た海―明代嘉靖年間の沿海衛所と「大倭寇」前夜の人々―」(『東洋史研究』第六十二巻第一号、二〇〇三年)を挙げておきたい。また、片山誠二郎「明代海上密貿易と沿海地方郷紳層」(『歴史学研究』一六四号、一九五三年)は郷紳との関係についても詳しく述べる。

(8) ポルトガルの中国来航から密貿易への参画に至る経緯については、やや古いが矢野仁一「近代支那外国関係研究―ポルトガルを中心とする明清外交貿易―」(弘文堂、一九二八年)が参考になる。

(9) 『明史』卷三二五、佛郎機伝。

巡撫林富上言、粵中公私諸費多資商稅、番舶不至、則公私皆窘。今許佛郎機互市有四利。祖宗時諸番常貢外、原有抽分之法、稍取其余、足供御用、利一。兩粵比歲用兵、庫藏耗竭、籍以充軍餉、備不虞、利二。粵西素仰給粵東、小有徵斂、即措辦不前、若番船流通、則上下交濟、利三。小民以懋遷為生、持一錢之貨、即得展轉販易、衣食其中、利四。助國裕民、兩有所賴、此因民之利而利之、非開利孔為民梯禍也。從之。自是佛郎機得入香山澳為市、而其徒又越境商於福建、往來不絕。

なお、明代の広東省に関する論文は近年のものとして、岩井茂樹「十六世紀中国における交易秩序の模索―互市の現実とその認識―」(岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四

年)を挙げておきたい。

(10) 前掲註(3)、佐久間重男『日明関係史の研究』第二編第一章「明代海外私貿易の歴史的背景―福建省を中心として―」参照。

(11) 『明史』卷二〇五、朱統伝。

浙、閩海防久隳、戰船・哨船十存一二、漳・泉巡檢司弓兵、旧額二千五百余、僅存千人。

(12) 註(10)に同じ。

(13) 郷紳とは退職又は休職中の官僚であり、地方官と協力しあって地方政治を推進していく者とみなされていた。朱統が「去外国盜易、去中国盜難。去中国瀬海之盜難、去中国衣冠之盜尤難」(『明史』卷二〇五、朱統伝)と述べたように、在地社会の宿弊となる者も多く、なかでも密貿易船の建造等を行った漳州府在郷の林希元が有名。朱統『甕餘雜集』卷二、「閩視海防事」参照。

(14) 陳尚勝『懷夷』与「抑商」―明代海洋力量興衰研究―(山東人民出版社、一九九七年)第七章、「籌海之爭」など参照。

(15) 『明經世文編』卷二八〇、馮養虛集、通番船議。

(16) 『明經世文編』卷二九五、歸太僕文集二、論禦倭書。

(17) 『明經世文編』卷二六〇、唐荆川家藏集二、条陳海防經略事疏。

(18) 註(1)に同じ。

(19) 鄭若曾『籌海圖編』(『中国兵書集成』第十五)卷四、福建事宜に、

民本難食、自非肩挑步担、踰山度峰、則雖斗石之儲亦不可得。福・興・漳・泉州四郡皆濱於海、海船運米可以仰給、在南則資於廣、而惠潮之米為多、在北則資於浙、而温州之米為多。

とあり、南は広東省、北は浙江省より米を輸入していたことがわかる。また、その際には海船による運送が望ましいことも述べられている。

(20) 朱統『甕餘雜集』卷三、増設県治以安地方事。

漳州府龍溪縣月港地方、距府城四十里、負山枕海、民居數万家。…而東連日本、西接暹球、南通佛郎、彭亨諸國。…閩南一大都會也。

ここでは「龍溪県」とあるが、開港当時の月港は新設の海澄県に含まれる。

- (21) 鄭若曾『籌海圖編』(『中国兵書集成』第十五)卷四。譚其驥主編『中國歷史地圖集』第七冊(元・明時期)中國地圖出版社、一九八二年を参照。
- (22) 李金明『漳州港』福建人民出版社、二〇〇一年。林仁川『明末清初私人海上貿易』華東師範大学出版社、一九八七年などを参照。
- (23) 万曆『漳州府志』卷三十、海澄縣、輿地志、建置沿革。  
嘉靖九年、巡撫都御史胡璉議、移巡海道鎮漳州、置安邊館於海滄、歲委各府通判一員。
- (24) 万曆『漳州府志』卷三十、海澄縣、輿地志、建置沿革。  
(嘉靖)三十年復於月港建靖海館、通判往來。
- (25) 嘉靖四十年(一五六一)に漳州府で起こった民間貿易商の反乱。具体的には張維、吳川、黃隆という人物の名が見られ、彼等は船を作り、密貿易者達に物資を供給する役目を果たしていたと考えられる。万曆『漳州府志』卷三十、海澄縣、雜志、兵乱には、「先是、丁巳年間、九都張維等二十四人、共造一船、專一接濟番船、因以為号、官府莫禁。戊午年冬、巡海道邵差捕盜林春領兵三百人勦捕、次於許坑、二十四將率眾拒敵、殺死官兵三名。……、張維、九都城、吳川、八都草坂城、黃隆、拋港口城。旬月之間、附近地方効尤各立營壘」とある。
- (26) 万曆『漳州府志』卷三十、海澄縣、輿地志、建置沿革。  
(嘉靖)四十二年軍門譚綸請設海防同知、住劄專理其事、易靖海館為海防館。
- (27) 『明經世文編』卷三百二十二、譚襄敏公奏疏、善後六事疏。  
一、寬海禁。閩人浜海而居、非往來海中則不得食。自通番禁嚴、而附近海洋魚販、一切不通。故民貧而盜竊起、宜稍寬其法。一、增設鼎治汀漳延平間。鼎治太遠、不便防奸、請立鼎於河埧東西坑東洋三處、令有司就近約束。
- 譚綸は福建省の居民が出海できないことから貧困に陥り賊となることを指摘すると同時に、新県を設けて彼らを取締まることも願ひ出ており、開洋と同時に海防にも注意を払っていることがわかる。
- (28) 崇禎『漳州府志』卷一、輿地志上、建置沿革。
- (29) 註(27)参照。
- (30) 註(27)参照。
- (31) 『譚襄敏公奏議』卷二、条陳善後未了事宜以備遠略以圖治安疏に、五曰寬海禁。……、昔人謂弊源如鼠穴也。須留一箇、若還都塞了、好処俱穿破、意正如此。今豈惟外夷即本處魚蝦之利与広東販米之商漳州白糖、諸貨皆一切禁罷、則有無何所於通、衣食何所從出、如之何不相率而勾引為盜也。為今之計、正宜嚴禁日本、不許私通外、其他如採捕魚鮮、貿易米穀、与在広東販椒椒木、漳州發壳白糖之類、悉宜如臣近日將各府單桅船隻、定為号色、編立保伍、聽於附近海洋從便、生理之意推広而行。
- (32) 吳廷燮『明督撫年表』卷五、兩広(『二十五史補編』所収)。および後掲、註(36)参照。
- (33) 『世經堂集』卷二。
- (34) 徐階に關しては、姜德成『徐階与嘉隆政治』天津古籍出版社、二〇〇二年、中純夫「徐階研究」『富山大学教養部紀要』二十四卷一、一九九一年などを参照。
- (35) 『明史』卷二一〇、吳時來傳。  
……而(張)猗及(吳)時來、皆徐階門生。
- (36) 『穆宗實錄』隆慶元年八月癸卯  
給事中吳時來言、兩広總督譚綸・總兵俞大猷・戚繼光皆知兵、宜召來使專督練邊兵、以省諸鎮徵調之擾。兵部覆言、大猷才宜於南、往者常一試於此、不效且老矣。綸・繼光惟上所用。上然之、令召綸入京。
- (37) 例えば『明史』卷二二、俞大猷傳、戚繼光傳、参照。
- (38) 註(36)に同じ。
- (39) 明代の馬市については、松本隆晴『明代北辺防衛体制の研究』(汲古書院、二〇〇一年)第七章「翁方達と嘉靖年間の馬市開設問題」、田村実造「明と蒙古との關係についての一面觀——特に馬市を中心として——」『史学雜誌』第五十二編第十二号、一九四一年などを参照。
- (40) 隆慶和議と張居正との關係については、城地孝「隆慶和議の政治課程——明代後期の内閣專權の背景——」『東洋学報』第八十六卷第二号、二〇〇四年に詳しい。

(41) 例えは今日の隆慶帝に対する評価を見ると、さまざまな改革を推進した有能な皇帝だとの見方もあれば(林乾『嘉靖帝・隆慶帝』吉林文史出版社、一九九六年など)、何の識見もなく女色に溺れた無能な皇帝だとする見解もあり(南炳文・湯綱『明史』上、上海人民出版社、一九九一年など)、一定してはいない。前者については、徐階らの革新的な施策を隆慶帝個人の治績に帰した結果だと解されるが、こうした混乱が生じるのも隆慶時代の位置づけが不鮮明なためだと考える。

(42) 檀上寛『明代海禁概念の成立とその背景―達禁下海から下海通番へ―』『東洋史研究』第六十三卷第三号、二〇〇四年。